

令和元年第8回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和元年8月30日（金）午後3時00分開議

議 事 日 程

開会及び開議の宣告

日程第1 令和元年第7回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 議案第15号 瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則について

日程第4 議案第16号 瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員の委嘱について

日程第5 意見聴取 平成30年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 意見聴取 平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 意見聴取 平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について

日程第8 意見聴取 平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第9 教育長の報告

日程第10 その他

閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

加 納 博 明

加 藤 悟

森 下 伊三男

加木屋 加緒里

大 平 高 司

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長	児 玉 太
教育総務課長	松 島 孝 明
学校教育課長	小 川 瑞 樹
学校教育課主幹	曾我部 雄 志
幼児支援課長	林 美 穂
幼児支援課総括課長補佐	今 木 浩 靖
生涯学習課長	児 玉 睦
生涯学習課主幹	辻 治 彦
生涯学習課総括課長補佐	野 津 浩 行

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐	松 野 英 泰
-------------	---------

○傍聴者

なし

開会 午後 3 時 0 0 分

開会及び開議の宣告

○教育長 只今から令和元年第 8 回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。では、日程に従って進めたいと思います。

日程第 1 令和元年第 7 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○教育長 日程第 1 令和元年第 7 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。

事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

○森下委員 1 1 ページ中について、消費税の説明で句読点等の変更をしておりますか。

○加藤委員 1 2 ページ中について、句読点等の変更が望ましいです。

○教育長 その他ございませんか。異議がないようですので、令和元年第 7 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、訂正し承認することと致します。

日程第 2 会議録署名委員の指名について

○教育長 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

加木屋委員にお願い致します。

日程第 3 議案第 1 5 号 瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則について

○教育長 日程第 3 議案第 1 5 号 瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第 3 議案第 1 5 号 瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則について、瑞穂市給食センター運営規則（平成 1 9 年瑞穂市教育委員会規則第 7 号）の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。令和元年 8 月 3 0 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、令和元年 1 0 月 1 日より消費税率が引き上げられることに伴い、給食費を改

定する必要があるため、瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正するもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 消費税率が引き上げられる改正のため、給食費の改正が必要となりました。児童生徒は、対象外ですが教職員は標準税率になります。瑞穂市給食センター運営委員会に諮問し、資料の通り答申されました。額として幼稚園で70円、中学校で90円の増額となります。ご質疑ございませんか。

○**加藤委員** 表中の中学校職員で、日額が10円で、月額が90円の増加ですが、再度ご説明をお願いします。

○**教育総務課長** 日額の算定は、改定後の月額に11か月を乗じて、200日で除します。また、この額の10円未満を切り上げさせていただくためです。

○**教育長** 計算では、日額5円の増額となりますが、端数を切り上げるため10円の差となります。

○**森下委員** 日額と月額の関係は。

○**教育総務課長** 長期に休暇などされる場合に、実際に給食を食べられた日数に日額を乗じて、月額から差し引き、その差額をお返しすることとなります。

○**教育長** 夏休みには給食がないので11か月となっています。その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第3 議案第15号 瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則について、可決することと致します。

日程第4 議案第16号 瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員の委嘱について

○**教育長** 日程第4 議案第16号 瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児支援課長** 日程第4 議案第16号 瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員の委嘱について、瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により教育委員会の議決を求める。令和元年8月3

0 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員の公募に応募があったことから、瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）第4条第2項の規定により、瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員を委嘱するもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 議案について、任期の期間を本日からの委嘱としたいのですが、案においてでは緊急時にご意見をいただけません。訂正をお願いします。ご質疑ございませんか。

○**加藤委員** 面接をされたのですか。

○**幼児支援課長** 書類審査と小論文を提出いただき審査を行いました。今まで、男女共同参画推進審議会、総合計画等評価審議会の委員をされてみえました。また、生涯学習課で市民自主講座の先生もやっています。

○**森下委員** 公募の委員さんは、現在2名で新たに3名になられたのですね。まだ3名欠員ですがこれからも募集をされますか。

○**幼児支援課長** 任期は、来年3月25日までですので新たな募集は止め、新たな任期の時に公募をさせていただきたく思います。

○**教育長** 公募の委員さんは、全体の3割までで6名の枠となります。

○**森下委員** 必ずしも6名でなくてもいいのですか。

○**幼児支援課長** 6名が望ましいです。公募しても集まらない場合は指名もできますが、今期は、指名はいたしません。

○**教育長** その他ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 議案第16号 瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第5 意見聴取 平成30年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について

○**教育長** 日程第5 意見聴取 平成30年度瑞穂市一般会計歳入歳出の決算の認定について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第5 意見聴取 平成30年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和元年8月30日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算を議会の認定に付すことについて、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○教育長 意見聴取です。意見はございませんか。議会でもご質問をいただきます。いろいろご意見をいただくと参考にもなりますのでお願いします。

○大平委員 A L Tについて、成果的なものはどのようにみえていますか。

○学校教育課長 30年度の報酬にて市が直接任用しているA L Tは、6名分です。小学校では生きた英語を聞く機会が少ないのですが、市では生津小学校が先進的に外国語の英語教育を長く進めています。ほかの小学校でも他の地区に比べて英語の教育には力を入れています。英語に親しむ、生の英語を聞くことについては、効果があると思います。しかし、市で直接任用するA L Tについては、研修の機会や6時間弱の勤務のため授業の打合せ時間などに問題もありました。今年度から半数を業者からの派遣といたしました。今年度の3人の職員をみると研修や訓練がされており学校での評価も高いです。今年度は、このA L Tにより小学校の教員にも外国語の講習を開いてもらっています。効果は上がっていますし、さらなる効果を狙っています。

○教育長 来年度から学習指導要領が改定され、小学校でも英語が位置づけされます。今後さらに継続、実施をしていきたいと思います。

○大平委員 業者派遣の方が鍛えられていると聞きましたが、授業を実施しているだけではなく、質的な良さを問われて来ると思います。また、それが生きた授業となると思います。

もう一つ、小学校の専門科の授業に関して。たとえば、理科など実験が苦手であると聞きますが、理科支援員さんの充実については、どのようなものですか。

○学校教育課長 市に限りませんが、全体的に理科の教員が不足しています。

まずは、中学校から理科の教員を配置していかなければなりません。小学校にも配置をしたいと思っています。市においては、牛牧小学校が長く伝統的に理科の教育に力を入れています。牛牧小学校には理科の教員を配置していますが、ほかの小学校にも支援員3名の兼務を行い全部の学校に行けるようにしています。学校からは、高い評価を受けています。理科準備室の整頓や実験の準備など教員の働き方改革にも繋がっています。

○大平委員 十分ではないが、と言うことですね。専門科の教員がいないのは簡単にはいきませんね。理工系については、生きていくのにも必要な教科です。小中学校から興味を持たせたりすることは重要なことで、上の方に発展していく事にもなります。

○教育長 今年度の理科支援員は3名ですが、兼務をかけいろいろな形で支援をしています。

○加藤委員 理科支援員について、実験準備や片付けなど大事なことです、やはり安全に実験をしたり、理科の学習を質的に高めるためには、指導する人を作っていけないものではないでしょうか。他市なども人材不足で、退職される理科の先生などを考えられていますが、事情により苦慮されているとも聞きます。理科の先生は、中学校では必要ですが、支援員だけでなく、指導する先生を確保できないものではないでしょうか。

○学校教育課長 近隣の市では、理科の教員のOBを支援員として雇用しています。学校の方は、3名でも随分助かっています。

○教育長 今は、いろいろなサポートが学校では必要です。学校生活支援員、日本語教育指導員、理科支援員などいろいろな方面から学校が支えられています。枠を広げようとする人がいなかったりで、ここまでよく拡大できたと思っています。今、いただきました意見は必要です。今後何らかの形で検討したいと思います。

○加藤委員 地域の方々が学校の行事に関わる新しい事業が始まりました。子どもたちが理科の学習でジャガイモを作るなど野菜を栽培する事がありますが、担任の先生に経験がないと連作、水、肥料などで上手くいかないこともあります。地域の方の中で野菜作りなど手伝いができる方がいるのではありませ

んか。コミュニティースクールなどでも広げていただけると、いいのではないかと思います。

○教育長 コミュニティースクールも始まりました。どのような所から子どもたちの課題を解決できるか協議していただいています。学習面、授業でのサポートなど、地域先生として全面から部分的に支えてもらえることもありますので、そのようなところからも学校を考えて進めていきたいと思っています。

○加木屋委員 保育所、児童クラブの賃金ですが、賃金の基準はどうか。

○幼児支援課長 2、3年前ですが近隣の自治体との単価については、それほど変わっていませんでした。岐阜市に比べてもチーフ以外は、変わりはありませんでした。

○教育長 岐阜市は、退職された校長先生がチーフになられていると思います。

○加木屋委員 近隣の市町村が高いとそちらに流れてしまうと聞いたことがあります。子どもたちに関わることであります。予算をかけていただきいろいろな人から募集をしていただければありがたいと思います。放課後児童クラブは、夕方からの勤務となりますが、夕方の4時からでは勤務に制限をされてしまい、日中に他の仕事をすることもできません。放課後児童クラブの時間により動くことになります。限られた予算の中ですが、優遇がされれば人材不足の解消になるのでしょうか。

○教育長 地元を敬遠され、他市に行かれる方もみえます。勤務時間の特殊性もありますが他の補助職員との賃金の整合性もあります。その中で見直しを図っています。その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 意見聴取 平成30年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について、認定することと致します。

日程第6 意見聴取 平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○教育長 日程第6 意見聴取 平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第6 意見聴取 平成30年度瑞穂市学校給食事業特別

会計歳入歳出決算の認定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和元年8月30日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納 博明。提案理由、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付すことについて、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質疑ございませんか。

○大平委員 給食費が納められないなどと聞いたことがありますが、収納率が高い方ですか。

○教育総務課長 他市との収納率の比較については、資料がございません。給食費の収納率は99.3%で、高い方であると思います。瑞穂市は公会計の特別会計として実施をしています。学校では集めていません。市で徴収をしています。

○森下委員 未納の額は。

○教育長 決算附属書類の収入未済額の欄となります。

○大平委員 学校での収納では、苦勞をされています。

○教育長 文科省では、働き方改革で公会計にするようにとの通知があります。瑞穂市では、以前より公会計で市にて収納をしています。学校の先生にとってはありがたいことです。また、市の他の部局との連携や、児童手当からの引き落としなどもお願いしています。

○森下委員 給食費負担金の内訳について、来年度は、先ほどの規則改正により金額が変わり、細くなるのですね。

○教育長 来年度は、31年度の決算報告となるため、消費税改正前と後の半年分毎となります。その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 意見聴取 平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定することと致します。

日程第7 意見聴取 平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）

について

○**教育長** 日程第7 意見聴取 平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第7 意見聴取 平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和元年8月30日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、令和元年第3回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 9月補正の歳入歳出の説明です。保育所の無償化、人的、システム改修、土地購入についてなどが例年の補正と異なっています。ご質疑ございませんか。

○**加藤委員** 歳入の民生費県補助金で穂積小学校体育館改修と説明がありましたが、本田小学校とは違いますね。

○**教育総務課長** 本田小学校は、既に改修を進めています。今回は、穂積小学校においても待機児童の解消のため体育館の改修を行うため提出するものです。

○**加藤委員** どのくらいの人数が可能となりますか。

○**幼児支援課長** 面積要件では、30名程度となります。現在、待っている方が15名程度みえます。夏休みが終わり、取り止めをされる方もみえます。改修が終了する時の人数は分かりませんが、申し出がある限りは開きたいと思います。

○**加藤委員** 穂積小学校では、この体育館以外にどちらで開所していますか。

○**教育長** 空き教室で行っています。

○**加藤委員** 歳出の保育所費の需用費とは。

○**幼児支援課長** 多く計上させていただいたのは、食糧費です。保育料の無償化の時に説明をさせていただきました主食代についてです。今までは、保護者会で徴収をされ支払いをされていましたが、10月からは副食費と一緒に主食

代も市が徴収することになり、その主食代について市よりの支払い分です。

○加藤委員 文化財保護費について、増上寺との説明でしたがお聞きします。

○生涯学習課長 今回の補正は、秋の法要に職員を派遣したいための旅費の計上です。

○教育長 先ほどの穂積小学校の改修は、本年度は使用をしなくても済むかもしれませんが、来年度以降の放課後児童クラブ児童の増加も見据えています。また、平常時はミーティングルームとしても使用ができますし、クーラーの設置もしますので災害時の避難所開設時にお体の弱い方、乳幼児の方などの避難所としても使用が可能となります。その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第7 意見聴取 平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について、承認することと致します。

日程第8 意見聴取 平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について

○教育長 日程第8 意見聴取 平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第8 意見聴取 平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和元年8月30日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、令和元年第3回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質疑ございませんか。

○教育長 歳入の給食費負担金の保育所分ですが。

○幼児支援課長 先ほどの一般会計補正の支出分が、歳入のここになります。

○教育長 来年度は、当初から予算計上されます。その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第8 意見聴取 平成31年度瑞穂市学校給食事

業特別会計補正予算（第1号）について、承認することと致します。

日程第9 教育長の報告

○教育長 夏休みも終わりますが、大きな事件事故の報告もございません。事前の学校での指導が良かったのではないかと感じます。交通事故も軽微なものが2件でした。学校とは関係はありませんが、近隣の北方町では異臭事件や侵入事件もありましたが、そのような事件にも巻き込まれることなく有難いことと思っています。9月1日は、若者の自死が増加すると言われていますが、そういうことも教職員はよく踏まえて、事前の指導をよくやってくれているものと思います。

夏休みの間に、全国学校運営協議会の連絡協議会に参加をいたしました。コミュニティースクールの全国的な協議会です。市内のコミュニティースクールにも活かしていきたいと思っています。その中で、運営委員会の委員長の発表の中で、「地域の行事に学校の先生は出てこなくてよい。地域の活動では、地域の大人がきちんと面倒を見る。」と言われました。地域で地域の子どもを育てる、使命感や責任感、生きがいを感じられてみえるように感じました。

8月には、学校長との懇談会を定期的に実施しています。資料もなく何を話してもよい会です。来年度に向けての支援員さんや2期制の導入など、いろいろな意見を聞いて校長会として纏めていただく事としています。今後いろいろなテーマが考えられますので、気楽な雰囲気です座談会としてこれからも開催したいと思っています。

市では教育長講話を実施しています。内容は、子どもの実態、全国学力調査についてお話をしました。小中学校とも県平均、国平均を上回っています。素晴らしい実態が出ておりますが継続が必要です。とりわけ、中学校の英語が非常に高くなっています。今後の特色を出す方向にも繋がればと期待しています。この実態を基に、国が求めている学校教育に対しての確認ができ、瑞穂市ではこんな授業づくりを目指そうと話をすることができました。その後、講話を参考にされ中学校区や学校ごとの研修をやっていただいたとの報告も聞いています。

夏休みも後2日ですが、元気に登校できるよう見守りたいと思います。9月

2日、「あいさつ運動」の日にもなっています。よろしければ、委員さんも登校の様子を見守っていただき声をかけていただければ、ありがたいと思います。

日程第10 その他

○教育長 日程第10 その他に入ります。

教育次長。

○教育次長 議会の日程等の報告をさせていただきます。9月5日から30日の開会となります。先般の教育委員会に提出しました、図書館や条例の改正案関係。今回の決算認定や補正予算について教育委員会の関係議案として提出いたします。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 特にありません。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 瑞穂市児童生徒科学作品展及び社会科作品展について、9月7日から9日まで、今年から月曜日の半日も開催します。

9月、10月にかけて運動会が開催されます。9月19日に中学校3校、9月28日に小学校7校、10月12日にほづみ幼稚園の運動会です。ご参観いただけるとありがたく思います。

○教育長 幼児支援課長。

○幼児支援課長 10月19日に保育所の運動会を予定しています。分担して回っていただいておりますがご都合の悪い場合は、連絡をお願いします。

○教育長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 ねんりんピックについて、2020年に岐阜県で開催されます。そのプレ大会が今年度開催されます。ソフトテニスが9月8日に生津スポーツ広場にて、いきいきオレンジビクスが10月8日に市民センターにて開催いたします。お時間が合いましたらご参観ください。

○教育長 次回の会議ですが、令和元年9月27日、金曜日、午後3時30分から令和元年第9回瑞穂市教育委員会定例会を開催します。その前に、教育総合会議が開催されます。日程のご確認をお願いします。その次については、令和元年10月31日、木曜日、午後2時00分から令和元年第10回瑞穂市教育

委員会定例会の開催の予定をよろしくお願い致します。

閉会の宣告

○教育長 本日はお忙しいところありがとうございました。これをもちまして、令和元年第8回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後4時57分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年 9 月 27 日

瑞穂市教育委員会 教育長 加納 博明

委員 加木屋 加緒里

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。